

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い税額算定を行う。 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。 ・賦課内容、税額の更正、決定又は賦課決定を行い、本人あてに通知する。 ・減免申請により審査し減免決定を行い、本人あてに通知する。
③システムの名称	軽自動車税システム、住民基本台帳システム、収納管理システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、統合端末システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第24の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	総務部 課税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 総務部 課税課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5898
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 賦課事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	賦課事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5-② 所属長	春田 義昭	課税課長 嶋田 篤志	事後	
平成29年4月1日	7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
令和1年6月20日	4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない	事後	
令和1年6月20日	I . 5. ② 評価実施機関における担当部署	課税課長 嶋田 篤志	総務部 課税課長	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和2年1月17日	I . 1. ③システムの名称	軽自動車税システム、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	軽自動車税システム、住民基本台帳システム、収納管理システム、宛名・納付システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、統合端末システム	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	I . 3法令上の根拠	<番号法第9条第1項 別表第1の第16の項> ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの <内閣府・総務省令> ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第7号) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月17日	I . 4. ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第7号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II . 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年1月17日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和2年1月17日	II . 2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年1月17日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和3年9月30日	I 3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第10項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の9の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第9項	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1項第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項	事後	法律の改正に伴う変更
令和3年9月30日	I 4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号	事後	法律の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	I 3 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号) ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1項第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項	○番号法第9条第1項 別表の第24の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月20日	I 4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号	1. 情報提供の根拠 情報提供については実施しない。 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月20日	II. 1 対象人数	令和2年1月17日 時点	令和7年2月20日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和7年2月20日	II. 2 取扱者数	令和2年1月17日 時点	令和7年2月20日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第15条の規定に基づく評価の再実施によるもの
令和7年2月20日	IV. 8 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	無	十分である	事前	様式の改正による変更(新設)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	IV. 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	無	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 賦課事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式の改正による変更(新設)
令和7年2月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	無	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	様式の改正による変更(新設)
令和7年2月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	無	十分である	事前	様式の改正による変更(新設)
令和7年2月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	無	賦課事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式の改正による変更(新設)